

# 地方財政の現状と方向性（要約）

平成22年4月8日

平成22年度「第1回市町村議会議員セミナー」講演より



東京大学名誉教授  
神野 直彦

「地方財政の現状と方向性」ということで、まず、現在起きている生々しい問題点からご説明しようと思います。

## 地方分権と地域主権

政権交代し、民主党政権は、地域主権を1丁目1番地と表現して最重点課題に掲げております。

地方分権という言葉と地域主権という言葉で置きかえた意味の一つは、地方自治の二つの重要な構成要素である団体自治と住民自治のうち、これまでの地方分権では国と地方自治体との関係である団体自治に重点が置かれてきたが、住民自治の方にも焦点を当てるとのことだと思われます。もう一つは、これまでの議論は、国家の組織内部の分権、地方自治体と中央政府という政府組織内部の分権だったのですが、ヨーロッパが近代化の過程で国家と社会が分離したように、社会の分権も視野に入れる方向に動き始めたということ、この二つではないかと思われます。

地域主権戦略は、第1回地域主権戦略会議に提出された原口総務大臣のプラン<sup>(1)</sup>に則って進められるだろうと想定されます。原口プランは、地域主権戦略会議の下、「規制」、「予算」、「法制」という3分野に分かれています。

「法制関連」では「国・地方の協議の場の法制化」、「地方政府基本法の制定」、「地方自治法の抜本見直し」等が含まれ、地方議会改革を含む地方政府の基本的なあり方を検討していくので、国と地方自治体の関係というよりも地方自治体の内的な関連、住民自治の問題の検討作業が始まるというのが、一つの大き

な特色だと思われます。

もう一つの社会の分権という意味ですが、「予算関連」の「緑の分権改革の推進」が社会の分権改革と考えてよいと思います。この緑の分権改革は、自給力と創富力（富をつくり出す力）の二つを地方にということで、明治以来日本の政府組織が中央集権的に組織化されているだけではなく、社会全体が中央に顔を向けたものになってしまっていたところから発想していると思われます。つまり、1980年代ぐらいから崩壊し始めた地方経済を、今度は地方から立て直していく、つまりその地域で経済が回っていくように立て直していくことから始めよう、という政策です。これを「ファウンティン（泉）効果」と言いますが、これまでの地域政策が基づいていたのは、豊かな地方がより豊かになると、その御零れがトリクル・ダウン＝滴り落ちて貧しい地域も豊かになる、というトリクル・ダウン理論で、それでは格差が拡大しただけで、御零れは全然地方に落ちなかった。そこで、そうではなく、それぞれの地域のかげがえのない資源を利用しながら、大地から泉がわき出るように、地域から地域経済を立て直し、その地域経済の集まりとして国民経済をつくり上げていくという方向にかじを切ろうという政策です。

現在、日本経済が変動激しいグローバル化した波にもまかれると、地域経済は一瞬のうちに崩れ落ちていくという状況です。それに対して、この緑の分権で目指しているのは、地域経済一つ一つが崩れ落ちることのない岩のようになり、その上に国家全体をつくっていくという政策が盛り込まれている。それが地

(1) 内閣府地域主権戦略会議ホームページ参照  
<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/kaigi/kaigikaisai/kaigikaisai-index.html>

域主権という言葉を使ったときに新しく入ってきた論点だと思えます。

それ以外に財政面では、これまでの分権のやり方とは逆から進めるような方式をとっているのが特色ではないかと思えます。

まず、「規制関連」からご説明します。国と地方の関係を集権的に縛る方法の一つは、行政面から指令や命令によって縛る、機関委任事務です。機関委任事務を、イソップの北風と太陽の話にたとえて北風の統制だとすると、もう一つは太陽的統制です。補助金という甘い誘惑で地方自治体をコントロールし自主的な決定権を奪っていく方法であると言えるでしょう。

なぜ補助金に依存せざるを得ないのかというと、地方自治体には行政任務に対応した課税権が与えられていないということに原因があります。地方分権は機関委任事務廃止と税源移譲が車の両輪とならなければ進まないのですが、機関委任事務は、2000年の地方分権に関わる一括法で廃止されました。ただし、国が決定したことを地方自治体に指令してやらせる仕組みはまだ残っています。機関委任事務では地方団体の首長は国の機関だとみなして命令されて、団体委任と違い議会はこれに一切口出しできず、住民は議会を通じて異議を申し立てることはできない。最後は廃止されましたが、機関の長が従わない場合は罷免もでき、代執行もできた。法定受託事務となった現在でも代執行はできます。日本の制度はこの機関委任事務を守るような形ですべての仕組みができています。日本は法と予算を区別する唯一の国で、明治帝国憲法以来、予算は法ではないという仕組みをとっています。これは予算で法律に関わる事項を変更させられると困るからです。それは、第2次世界大戦前まで出せた、法律と同じ権限のある勅令が、予算の裏打ちをしないと実行できないということでは困るので、予算を法律より下の地位に置くというやり方をとったわけです。他国は予算法として歳入法、歳出

法を出しますが、後法優先の原則で予算と法律が違う場合は後で決めた法律が優先されるのに対し、日本の地方自治体は二代表制なのに、首長に命令した機関委任事務がきちんと実行できるよう予算に議会の統制が及ばないような仕組みがたくさんでき上がっているわけです。再議権や原案執行権等、議会の権限が著しく制約されて予算が成立するようになっており、機関委任事務は廃止されたものの、根幹に関わる多くの仕組みがまだ残っているわけです。

その大きな問題点の一つが、自治事務といえど、機関委任事務の命令や通達のかわりに、法令に書き込めば地方自治体はその法令どおりにやらなければならないということです。2000年の地方分権一括法で機関委任事務廃止と同時に介護保険ができました。介護保険は自治事務なので地域社会がそれぞれの実情に応じて介護サービスを提供できるという仕組みであるはずなのに、法令で事細かに介護度が決められ全国一律に実施できる仕組みが作り上げられている。これが根幹になっているわけです。

そこで、「規制関連」の第1番目として、「法令による自治体への義務付け・枠付けの見直し」とあり、それに手を加えるということです。これは既に地方分権改革推進委員会第3次勧告にあり、それを受けたものがこの第3次勧告の残り分を含めて今見直しが行われ、残った部分については第2次一括法案として2010年6月を目途に出していこうということです。さらに、これまで国から道府県への権限移譲は進んだのですが、道府県から市町村、あるいは国から直接市町村への権限移譲が余り進んでいないので、市町村への権限移譲も進めるという、この二つが「規制関連」の大きな課題になっています。

それで、2010年3月31日に行われた地域主権戦略会議では、義務付け、枠付けの見直し（第2次見直し分）の回答状況で、項目ベースで検討対象の370のうち287の見直しを実施す

ると各省庁から回答がありました。条項ベースでは検討対象751のうち見直すのは472。基礎自治体への権限移譲については検討対象が384条項あったのに対して、省庁側が実施すると回答したのは99。総理からは、これでは余りにひどいのもう少し進めるようにという指示がありました。

## ひもつき補助金の廃止と一括交付金化

今日のテーマは財政ですので、「予算関連」を見ると、まず最初にひもつき補助金の廃止、一括交付金化となっています。ひもつき補助金とは、ある特定の使い道しかできないような補助金のことで、これを大括りにして自由に使える一括交付金にするのが、現政権が掲げた公約の第一で、地域主権の第一歩だと言っています。この一括交付金について、平成22年度の夏ぐらいまでに検討し、基本的な論点整理をするので、6月ぐらいには基本的な考え方をまとめて、「規制関連」を含めて地域主権戦略大綱をつくることになっています。その中に一括交付金化も盛り込み今年度中に関連法案をつくり、平成23年度からはさらなる検討・具体化と、段階的に実施していくという案になっています。自主財源とありますが、あくまでも自主財源というのは地方税、料金収入等を言い、自由に使える財源のことは一般財源と言います。地方税と交付税を私たちは一般財源と呼んでおり、一括交付金といえども国から移されてくるので、文字どおりの意味での自主財源ではありませんが、民主党の定義では自主的に決定して使える財源だから自主財源だという定義に変えているわけですが、その自主財源と言われる一括交付金にする。そして、地方税財源の充実確保として、3、4年後に自主財源の充実強化に着手していくという戦略になっております。

ここで注意が必要なのは、これまでの地方分権とは財政面では逆の進め方になっているということです。これまでの地方分権の進め方は、特定補助金を整理し、税源移譲して地

方税や交付税に移す一般財源化による改革が中心で、なお残った補助金については、その改革を別途やり、地方自治体の決定権限を制約しないような形で変えていこうという段取りでしたが、余り進まなかった。ところが、今回は逆に、最初に補助金や負担金を改革して一括交付金にし、後からその一括交付金を含めて税源移譲をする。税源、地方税の充実確保を後でやるという戦略になっています。すぐに税源移譲等をするので、地域間格差の問題等が起こるので、まず最初に一括交付金にした後、徐々に税源移譲をするというような方向を模索しようというのが、この地域主権の地方財政関係に関する分権の進め方であり、これまでとは違うということを念頭に置いていただきたいと思います。

さて、そうすると、これまで使途が決められていたものから、一括交付金として地域社会で自由に使えるようになる。そのような補助金を一般補助金と言いますが、一般補助金を出す目的というのは、交付税の目的である地域間の財政力格差を是正するためです。なぜ交付税があるのに、さらに一般補助金を出すのか、いま一つわからないところがあり、なかなかデザインしにくいところです。この一括交付金化を、地域主権戦略会議のワーキンググループとして、事務的には逢坂補佐官（前ニセコ町長）と2人で、担当の大塚副大臣や内閣府の副大臣と相談しながら進めていくのですが、なかなか難しい。使途が決められた特定補助金は、一番少なく数えても予算の目ベースで大体500～600件あり、すべて一括交付金にして渡すわけではない。昨年度予算19.5兆円で、民主党マニフェストのとおり、このうち社会保障12.9兆円、義務教育1.6兆円を除くと、残りは自由に使っているのか。残った補助金は公共事業3.8兆円の他、電源立地、災害関係等かなり特殊な補助金が0.8兆円あるので、一括交付金は多くても5兆円弱ぐらいとなるわけです。

ところが、今年度予算で地方財政は非常に

大きく変わりました。地方自治体の意思決定に基づく変化なら喜ばしいのですが、コンクリートから人へという動きで、上からの変化になっています。地方向けの補助金等の全体像ですが、平成22年度予算では21兆円。膨れ上がっているところは、社会保障が15兆円、文教科学振興が2兆円から2.3兆円。その他は変わらないとすると、残り5兆円ぐらいあったのが、もはや4兆円弱です。社会保障が増えたのは子ども手当で、子ども手当は基準に従って配るだけで、地方自治体を素通りする金が増えたということです。文教科学振興関係が増えたのは高校の無償化です。こういう上からの政策が行われて、別のところで切った部分と相殺してもこれだけ増えた。公共事業は大鉈を振るい切っているので、一括交付金になるといっても4兆円弱ぐらい。もう少し正確には、その他の電源立地、災害関係、選挙関係等の補助金はあまり一括交付金の対象にしても意味がないとなると、3兆円ぐらいになるわけです。ところが、そのうち2兆円は国土交通省と農林水産省がもう既に社会資本整備総合交付金という形にしており、これを一括交付金の外か内かという線引きで争うとなると、事実上、交付金は非常にわずかなものになってしまいます。それを地方自治体が自由に使えると言われても、どれだけメリットがあるのかという問題になるわけです。

そこで、もう少し政権の真意を確定しなければなりません。社会保障の中には大きく三つのものがあると考えられます。一つは、子ども手当や生活保護のように全国一律の基準で配る現金給付です。ただ国の基準に従って国から来た金をそのまま配るものなので、これを一括交付金だと言われても余り意味がないわけです。それから日本の特色として、社会保険を地方自治体が担うという、他国にはないシステムで、そこで国民健康保険や介護保険のために国の責任において国が負担する負担金という現金給付と、地方自治体が提供するサービスという3種類があるはずで

もう少し言えば、社会保障には経常的な経費だけではなく、施設に関する資本的な経費についての補助金もあるのですが、一括交付金の対象としない、ひもつきのまま残す補助金というのは、それも含めた社会保障全部なのかどうかというのが一つの論点になります。ここが別だということになれば、例えばダムや道路をつくるための補助金を保育園に回すということが出来るわけですが、そのような整理になっているのか確たるものがないので、ここを詰めないといけません。

それから、先生の給料にかかわる義務教育国庫負担金の他、義務教育のさまざまな施設に対する補助金があって、これをひもつきのまま残すのか。

さらには、義務教育と社会保障以外の分野の補助金はどうするのかという、現金、保険、あるいはサービスに提供、サポートしてあげるような経常的な補助金はほとんどありません。あるのは資本的補助金、つまり公共事業関係の施設や道路をつくるための補助金だけなんです。日本の補助金の特色というのは、福祉ではほとんど現金給付と保険のための補助金だし、義務教育、教育関係では教育サービスを提供していることに対する補助金でしかなく、それ以外は全部公共事業補助金だということになってるんですね。これを一括交付金でどのようにデザインするのか。今言った額はわずかですが、4兆円とか3兆円を公共事業でもサービスでも自由に使っていいの一つにするのか。それとも、一括交付金だと言いながら幾つか大括りで分けるのか。そのときに、サービスや公共事業というように経常的経費と資本的経費に分けるのか、教育補助金や社会福祉補助金、公共事業補助金というような政策分野別に分けるのか。政策分野別になると各省庁から所管別に分けるという意見が強くなるので、今はどういう分け方をするのかということ投げかけているところです。

一括交付金に関して各省庁から意見を聞く

と、国土交通省は今年度からの社会資本整備総合交付金は一括交付金を先取りしたもので、これはひもつき補助金ではないので対象にならないと言います。それが2兆円近くで、先ほどの3兆円から除くと残りは本当にわずかになってしまいます。農林水産省も同様。厚生労働省は、保育や介護等国を挙げて取り組む緊急かつ重要な仕事は自治体に任せるのではなく中央集権的に取り組む必要がある、という言い方をしています。

文部科学省は、義務教育は機会均等の観点から必要で、これは地域戦略会議で考えているものではなく、文部科学省独自の教育一括交付金だと言っています。

経済産業省は、電源立地交付金等国が責任を持って行うような性格の補助金は対象外とすべきだと。あとは一括交付金にして、各省庁の枠を超えてつくらなければならないとしていますが、経済産業省の補助金のうち一括交付金の対象になる補助金の一つもない。

環境省は、時間、金額、場所に偏りがある補助金を一括交付金化することは難しいと言いますが、補助金というのは大体皆偏りがあるので、結局ゼロになる。

また国土交通省は、社会資本整備は具体的な事業のニーズに基づき、必要な地域に必要なタイミングで必要な額の資金が配分される仕組みを確保する必要があると言っていますが、それならば前の補助金と同じです。

地方自治体側からも意見をヒアリングする予定ですが、今のところ省庁からご意見を伺っている段階では、当面進めるとしても非常に壁が高いということをおわかりいただけると思います。

## 経済成長と社会保障～諸外国との比較～

さて、こういう混沌としたときは、一体なぜ地方分権をしなければならないのか、ということをお話を原点に立ち戻って考える必要があります。1929年の世界恐慌は、軽工業基盤の小さな自由主義国家がまとまった、イギリス中

心の世界経済秩序が崩壊しました。そして、第2次世界大戦後、重化学工業基盤の福祉国家を世界的にまとめてきたアメリカ中心の世界経済秩序が音を立てて崩れ始めたのが現在の世界恐慌だと思います。今度の危機では、重化学工業基盤の福祉国家、大きな政府、アメリカ中心の世界秩序にかわる新しいモデルを見つけようと各国が暗中模索の努力をしています。その努力には大きく三つあると考えられます。一つは、規制緩和し民営化して19世紀の軽工業時代のような小さな政府に戻すというアングロサクソンモデルです。それから、これまで福祉国家が目指してきた福祉や雇用を重視するという、よいところは生かしながら、新しい状況に合わせて新しいヨーロッパ社会経済モデルをつくろうという動きがあり、これが、ドイツやフランスが目指すヨーロッパ大陸モデルとスウェーデン、デンマーク、フィンランド等が目指すスカンジナビアモデルという二つに分かれます。

そこで、アングロサクソンモデルのアメリカ、ヨーロッパ大陸モデルのドイツ、スカンジナビアモデルのスウェーデン、そして日本を比較してみます。これまでのトリクル・ダウン理論等で、小さな政府では経済成長する、大きな政府では経済成長しなくなる、と言われてますが、2000年から2006年の経済成長率平均を見ると、確かに小さな政府のアメリカは経済成長している。大きな政府のドイツは経済成長していない。ところが、その理論が合うのはそこまで。スウェーデンはドイツよりも大きな政府なのにアメリカ並みの高い経済成長率を誇っています。日本はアメリカ並みに小さな政府にしたのにもかかわらずドイツ並みに低い。日本では2002年から2008年まで小泉改革が成功し、イザナギを超える日本経済始まって以来の空前の好景気、つまり経済成長は持続したと言われた時代でした。しかし、世界と比べると実際には成長率は低かった。ただ持続したということだけなんです。

また、社会に格差や貧困がないかというこ

とも重要なポイントです。格差を見るためのジニ係数を比較すると、アメリカは非常に格差の大きな社会、ドイツは格差を抑え込み、スウェーデンはさらに小さく抑え込んでいるが、日本はアメリカ並みに格差の大きな社会になっている事がわかります。格差が大きくても貧困が少なければいいのですが、相対的貧困率から見て、アメリカはOECD諸国で最も貧困な社会になってしまっている。ドイツは貧困を抑え、スウェーデンはさらに抑え込んでいる。日本はというと、とんでもない格差社会でOECD諸国で第2位という貧困率の非常に高い社会になっているわけです。

このように大きな政府にすると格差や貧困は抑えられ、小さな政府にすると格差や貧困は溢れ出るということです。ただし、大きな政府だと財政赤字になり持続可能ではないと言われますが、アメリカ、ドイツは財政収支は赤字に苦しんでいます。スウェーデン、デンマークは財政は黒字です。日本はというと大赤字です。

結局、結論としては、小さな政府では確かに経済成長に成功できる場合があるが、格差や貧困は溢れ出る。それに対して大きな政府にすると、格差や貧困は抑えられるが、下手をすると成長を抑制してしまうと言えらるわけですが、そこで問題なのは日本で、全部に失敗しているんです。

なにがこういう結果をもたらすのか。そこで、我々は生活を保障すること、雇用を保障することの二つを考えなくてはならない。国民の生活を保障するやり方は、現金給付かサービス給付。経済成長しなかったドイツよりも成長したスウェーデンの方が格差や貧困を抑え込んでいる秘密は、ドイツの方が現金給付のウエートが高く、スウェーデンはサービス給付にシフトしているということです。

年金は、日本はスウェーデンよりも上ですが、保険医療（疾病保険、医療保険）では日本とスウェーデンは同じくらい行っています。ドイツは年金の2005年の対GDP比率が高く、

医療保険もスウェーデン以上に行っています。

もう一つ重要なのは子ども手当、児童手当等の家族現金。スウェーデンは比率が高いので日本が子ども手当を充実させていくのはあながち間違いではないと言えるが、日本の社会保障は年金と医療保険だけでそれ以外の分野で少ないのが特色である。ドイツや特にスウェーデンの特色は、年金と医療保険と、それ以外が3本柱になっている。それ以外の分野でドイツは現金給付の子ども手当ぐらいまでは頑張っているが、介護を含む高齢者に対するサービス給付では、スウェーデンはドイツ、日本を圧倒しています。

金を配るのは全国一律に配ればいいので中央政府の責任ですが、サービス給付はその地域社会で営まれている生活に合わせて提供しなければいけないから国にはできない。そうすると、国がサービスを提供しようとすれば、地域社会ごとに細かに出先機関をつくって供給するしかない。幼稚園、保育園を国立で全部つくる等無理。サービス給付は地方自治体の責任です。

その他、保育、育児サービスでは、ドイツはスウェーデンの半分、日本は4分の1の比率しか提供していない。保育のサービスはもはや地域社会ではなく、地方自治体の責任です。

その他で一番重要なのは積極的労働市場政策と言われている新しい産業に合わせるための再訓練、再教育で、地域ごとに地域の実情に合わせるような形で実施しなくてはならない。これもサービス給付なので地方自治体にしかできないのですが、スウェーデンは比率が高く日本はまだ低い。

## サービス給付は地方自治体の役割

結局、社会保障では地方自治体がサービス給付を出していないというのが日本の特色であり、財源が回ってきていないのでできていないということです。世論調査等で今一番国民が不安に思っているのは医療サービスが消

えていることです。特に周産期、つまり産婦人科、小児科が地域社会から消え、保育サービス、老いていくときのサービスもない。景気が悪いので、二番目に雇用の問題があり、そのあとに保育や教育の問題が出てきているということですね。

かつ重要な点としては、保育や医療のサービス給付がないと何が起るのか。現在は、1929年世界大恐慌が軽工業時代が終わりを告げ重化学工業の時代になるというシグナルだとすると、現在の大恐慌でいよいよ重化学工業の時代が終わり、人に働きかけるサービス産業や知識集約産業へと移行しつつあるというときです。この大転換期にサービス給付がないと、経済成長もしないし格差も拡大する。新しい産業構造へと転換できないから経済成長できないということです。

それから、サービス給付がないと格差や貧困が溢れ出ます。軽工業時代は、日本でも生糸や綿織物産業で働いていたのは女工さんですが、重化学工業時代は同質の筋肉労働が大量に必要とされるので、男性が働きに行き、女性が無償で家事労働に従事するという家族像が前提でした。そのため、政府が国民の生活を保障するときに、主として男性が働いて獲得すると思われる賃金を失ったときに現金給付で保障すれば、あとは無償で家事労働している女性が生活を支えることができたわけです。失業すれば失業保険、年をとって働けなくなったら年金、病気で働けないのなら医療保険、一定の賃金がなければ生活保護というように金を配れば、あとは女性がいて国民の生活を支えられた。

ところが、産業構造が変わりサービス産業や知識集約産業がもはや溢れ出しています。そうすると今度は女性が社会的に進出し労働市場に出ていくわけです。そのときに、サービス給付がないと、労働市場が二極化します。つまりサービス給付というものは、育児やお年寄りのケア、病人の世話等、みんな家庭内で女性がやっていたことで、それを社会化し

ないと家庭内での無償労働に足を引っ張られているパートの労働市場と、家事労働から完全に解放されているフルタイムの労働市場という二通りができるんです。このように労働市場が分断して賃金格差ができると、格差や貧困が溢れ出るんですよ。一たび労働市場が二極化してしまうと、不況のときは新しく労働市場に出ていく人をパートの労働市場で受け入れるので、今パート、非正規の労働市場で苦しんでいるのは女性と若者たちなんです。ここに対応するサービス給付をちゃんと出さないと悲劇的なことになる。これは男性にもあてはまります。

一昔前までは女性の貧困と日本は言われてきました。今、問題となっているのは、1人で暮らしている男性の高齢者です。1回も結婚したことのない男性、これはジェンダーバイアスの逆で女性の生活を支えるような収入を得られなかった人です。1人の男性が、日本の社会保障の網の目から崩れ落ちて貧困になっていく。これからが大変だということわかりますね。30代後半の男性にその予備軍が溢れ出ているわけで、今、またこの不況で結婚しない男性をつくらうとしているんです。これが悲劇の最たるものになってしまう。

そこで地方自治体がサービス給付をしないと、貧困も格差も是正されないどころか、産業構造の変化に合わせて経済成長もすることができない。雇用保障には、企業に首を切らせないというのと、首を切られた失業者を再訓練、再教育をして新しい仕事につけてあげるといふ、二つしか方法はありません。一番首を切りやすいのはアメリカ、首を切りにくいのはドイツ。意外とスカンジナビア諸国は首切りしやすい。日本はその中間ですが、積極的労働市場政策、新しい産業構造の方に再訓練、再教育して、旋盤工を理科の先生やプログラマーにしたりする政策を打っていくかどうか。これにはアメリカも日本も金を使っていません。ドイツも必ずしもうまくいってないが、スウェーデン、デンマークはうまく

いった。日本は規制緩和をして非正規従業員を増やしたのは、賃金を低め国際競争力をつけるためでしたが、スウェーデンやデンマークは産業構造を変えるためでした。古い重厚長大の産業にいつまでもしがみついているのは困るので、どんどん首にできるよう労働市場の規制を緩和した。それがフレキシビリティです。その代わりに、首になった人にはセキュリティ、安心を保障する、というフレキシビリティとセキュリティを合わせたフレキシキュリティと言われていた政策です。労働市場はフレキシブルにするけれども、生活の安定はセキュリティで保障する、それだけでなく活動を保障して、再訓練、再教育によって新しい、成長していくソフトな産業、知識集約産業等のサービス産業の方に移してあげるといって産業構造を大きく変えていく。スウェーデンが重厚長大産業にしがみつかず、携帯電話のような新しい産業にどんどん変えていったように、日本も、重化学工業から、もっと先端的な産業に変えていくということです。

## おわりに

そういう活動保障と、産業構造がソフトになっていくので、そこを地方自治体がサービスで保障していく。現金給付ではなくサービス給付の方に移していくために地方分権が必要なのです。経済がグローバル化しても、人間の生活はローカル、地方に根差しているので、その地方での生活ができるよう保障しながら、新しいサービス産業の方に移行していきこう。サービス産業は物と違い動かすことができないから、そうした方向に移すために地方分権が必要なのです。スウェーデン等のヨーロッパの多くの国の地方自治体が1985年にヨーロッパ地方自治憲章をつくり地方分権を進めました。福祉国家が中央集権的に行った社会保険を中心とする現金給付からサービス給付に移し、ケアや対人社会サービスとしての育児、養老、医療、教育サービスを充実さ

せながら人間そのものの能力を高め、健康にし、新しい産業にチャレンジさせるというようにつくり上げていく。私たちは何のために分権をするのか。それは、それぞれの地域社会に必要な対人社会サービスを出していくためなのです。今、地域社会では医療、育児や養老等のサービスの需要が高まっていて、それに対応していくことが必要なのです。

(文責・全国市町村国際文化研修所)

### 講師紹介：

**神野 直彦** (じんの・なおひこ)

1946年埼玉県生まれ。東京大学経済学部卒業後、日産自動車を経て同大学大学院経済学研究科博士課程修了。大阪市立大学助教授、東京大学助教授、教授、関西学院大学・大学院教授等を経て、現在、地方財政審議会会長、地域主権戦略会議議員、東京大学名誉教授。

専攻は財政学・地方財政論。

著書に『「分かち合い」の経済学』(岩波書店)、『「希望の島」への改革 -分権型社会をつくる-』(NHK出版)、『地域再生の経済学』(中央公論新社・2003年度石橋湛山賞受賞)、『財政学』(有斐閣・2003年租税資料館賞受賞)、『人間回復の経済学』『教育再生の条件』(岩波書店)、『財政のしくみがわかる本』(岩波ジュニア新書)等がある。